

平成 22 年度

羽村市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

羽村市監査委員

(写)

羽監発第19号
平成23年8月22日

羽村市長 並木心様

羽村市監査委員 川邊慶之助

羽村市監査委員 濱中俊男

平成22年度羽村市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成22年度羽村市健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

平成22年度羽村市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

I 審査の概要

1 審査の期間

平成23年7月21日から平成23年8月22日まで

2 審査の方法

この羽村市健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、市長から提出された健全化判断比率と資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

II 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されているものと認められた。

記			
健全化判断比率	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13. 14	20. 00
連結実質赤字比率	—	18. 14	35. 00
実質公債費比率	4. 8	25. 0	35. 0
将来負担比率	2. 2	350. 0	—

(注)上記表中の「ー」は、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がそれぞれマイナス比率(実質収支の黒字)となるためである。

（単位：%）		
資金不足比率	平成22年度	経営健全化基準
下水道事業会計資金不足比率	—	20. 0
水道事業会計資金不足比率	—	20. 0

(注)上記表中の「ー」は、下水道事業会計及び水道事業会計に資金不足額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、下水道事業会計及び水道事業会計の資金不足比率がマイナス比率(資金剩余)となるためである。

2 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 22 年度の実質赤字比率について、早期健全化基準は 13.14% であるが、前年度に引き続き実質赤字額はない。

② 連結実質赤字比率について

平成22年度の連結実質赤字比率について、早期健全化基準は18.14%であるが、前年度に引き続き連結実質赤字額はない。

③ 実質公債費比率について

平成22年度の実質公債費比率は4.8%（前年度4.8%）となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成 22 年度の将来負担比率は 2.2%（前年度 17.8%）となっており、早期健全化基準の 350.0% と比較すると、これを下回っている。

⑤ 資金不足比率について

平成 22 年度の下水道事業会計及び水道事業会計の資金不足比率について、経営健全化基準は 20.0% であるが、前年度に引き続き資金不足額はない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。